

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	片 山	一 歩
同	明 石	直 樹

令和 3 年度監査委員監査結果報告の提出について

(基金の管理と運用に関する事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

基金の管理と運用に関する事務に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

基金の管理と運用に関する事務

- ・ 平成 24 年度包括外部監査「基金の管理と運用について」において、検討を要する等とされた蓄積基金について、その後の状況をフォローアップした（意見等が付された 31 の蓄積基金のうち令和 2 年度末までに廃止された 9 基金を除く 22 基金）。
- ・ 平成 24 年度以降に新設された 5 基金とともに、適正な管理と運用が行われているかを確認した（監査対象 27 基金）。
- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属

北区役所、都市交通局、政策企画室、経済戦略局、市民局、財政局、計画調整局、福祉局、健康局、こども青少年局、環境局、大阪港湾局、水道局、教育委員会事務局及び令和 2 年度に区政推進基金を活用した区役所（此花区、中央区、港区、天王寺区、浪速区、東淀川区、東成区、生野区、鶴見区、阿倍野区、住之江区、住吉区、西成区）

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1)平成 24 年度包括外部監査において検討を要する等とされたものについて、その後適切な見直しや検討が行われず、基金のあり方等が整理されないことにより、市民の財産が有効かつ効果的に活用されないリスク	ア 平成 24 年度包括外部監査において検討を要する等とされたものについて、その後適切な見直しや検討が行われ、その内容が明文化されているか。	指摘事項 1 指摘事項 2 指摘事項 4
(2)基金の管理と運用が条例等に沿って行われないことにより、基金を本来の目的のために使用することができないリスク	ア 基金の管理と運用が条例等に沿って適切に行われているか。	指摘事項 2 指摘事項 3
(3)基金が充当されている事業が、条例等で定められた本来の目的に沿っていないことにより、基金の有効性が発揮されず、本来の目的の達成が阻害されるリスク	ア 基金が充当されている事業について、条例等で定められた目的に沿って、有効かつ効果的に実施されているか。	—
(4)活用頻度の低い基金について、今後の活用計画等が検討されていないことにより、基金の必要性について市民への説明責任が果たせないリスク	ア 活用頻度が低い基金について、今後の活用計画等が検討され明文化されているか。	指摘事項 1 指摘事項 2

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせる書面の提出により実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

地方自治法（以下「法」という。）第241条において、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができ、条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない、と規定されている。

また、同法第237条において、基金は普通地方公共団体の財産と位置付けられており、地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条では、財産は常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない、とされている。

1 基金のあり方に関する検討・検証について

（1）基金の必要性についての検討を求めたもの

【市民局、計画調整局及び健康局に対して】

【雇用施策推進基金（市民局）】

本基金は、大阪市雇用施策推進基金充当事業要綱（市民局平成17年9月20日施行）に基づき、雇用創出及び安定を図る事業に対し充当している。

平成24年度の包括外部監査において、「数年後に基金が枯渇することが見込まれており、一般財源で予算化して事業を実施すればよいと、廃止を検討すべきである。」との意見が付され、それに対し市民局は、「指摘を踏まえ今後廃止を含めた検討を行う。」との見解を示していた。その後の検討状況について確認したところ、「寄附金の受け皿として活用する。」とのことであったが、その検討内容や経緯が記録されたものを確認することができなかった。

また、今回の監査で、平成31年度以降は「しごと情報ひろば総合就労サポート事業」へ基金を充当していることを確認したが、令和2年度末時点の基金残高は約60万円となっている。

基金の財源は寄附金のみであるが、近年の寄附金収入は年間約50万円から70万円に対し、基金の減少額は平成30年度から令和元年度で年間約1,000万円、令和2年度が100万円となっており、当年度に収受した寄附金以上の取崩しが続いているため、近い将来に基金が枯渇することが予測される（図表－1）。

寄附金を収受するに当たって基金への積立は必須ではないが、基金を寄附金の受け皿としており、そのあり方や必要性について具体的な検討が図られていなかった。

現状では、基金のあり方及び必要性が具体的に検討されていないことにより、基金が有効かつ効率的に活用されないリスクがある。

図表－１ 基金残高の推移

(単位：円)

	年度初残高	増加	減少	3月末残高	出納整理期間中		年度末残高
					増加	減少	
平成30年度	27,980,115	512,711	10,312,174	18,180,652	0	870,501	17,310,151
令和元年度	17,310,151	601,273	17,000,000	911,424	0	0	911,424
令和2年度	911,424	651,000	1,000,000	562,424	0	0	562,424

【都市高速鉄道整備基金（計画調整局）】

本基金は、都市高速鉄道の整備に要する資金に充てるために設置されたものであり、平成2年度に一般会計から資金を繰り入れ、平成13年度及び14年度にＪＲ東西線の整備に当たって全額取り崩しており、平成15年度から今日まで活用がなく、残高もない状態が継続している。

計画調整局に確認したところ、今後の活用方法については事業検討の進捗に併せて検討するとのことであったが、現時点で具体的な活用予定はない。また、鉄道整備に当たっての新たな事業スキームの検討や他都市における基金の活用事例についての調査を行っていたものの、それらを総合的に勘案した上で、本基金の今後のあり方について具体的に検討し、記録されたものを確認することができなかった。

平成15年度以降の都市高速鉄道整備事業については、鉄道事業者や国等から必要な財源が確保された「なにわ筋線」、「うめきた新駅設置事業」や、今後の事業検討の進捗に併せて基金の活用方法についての検討を行っていく「桜島線延伸」等がある。

しかし、約18年間にわたって活用されておらず、今後の具体的な活用も未定である基金を設置し続けることの妥当性を考慮し、廃止を含めた具体的な検討が行われていなかった。

現状では、基金のあり方及び必要性について具体的な検討が図られていないことにより、有効性が低い状態が続き、基金の存続についての説明責任が果たせないリスクがある。

【おとしより健康基金（健康局）】

本基金は、高齢者の在宅療養を支援するなど、健康対策を積極的に進めていくための事業に充てることとしており、一般会計からの繰入れと寄附金を財源として平成元年度に設置されている。

過去には「おとしより在宅療養サポートモデル事業」や「介護老人保健施設整備助成事業」等への充当を行っていたが、平成15年度以降は事業への充当を行っておらず、今後の活用計画もない。

なお、健康局において、平成18年度及び19年度に、廃止を含めた今後の方針を検討しているが、寄附者の遺族への説明や連絡が難しいこと並びに今後寄附があったときの受け皿となる基金がないことを理由に、廃止を見送っている。

高齢者の健康対策については、本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）においても継続的に推進しているところであるが、健康局において、現在は高齢者の健康対策に特化した事業展開を行っていないこと、また、令和2年度末の残高が約360万円と少額であり新規事業を展開し継続実施することが困難であることから、約18年間にわたって基金が活用されていない状態となっている。

現状では、市民の財産である基金を有効かつ効率的に活用できていないことにより、基金の

必要性についての説明責任が果たせないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項1]

1. 市民局、計画調整局、健康局は、基金の必要性を速やかに検討し、今後も管理基金について適時適切に見直しを図る体制を構築されたい。
2. 市民局は、雇用施策推進基金について、検討や検証を行ったものについては、明文化した上で組織内での共有を図られたい。
また、過去の年間寄附収受額と充当対象事業の経費等を確認しながら、基金の必要性を検討した上で、充当対象事業における基金活用の中（長）期計画の策定に取り組まれたい。
3. 計画調整局は、都市高速鉄道整備基金について、長期間活用されておらず、今後の具体的な活用についても未定であることから、一旦廃止し、事業の検討が進む過程で基金の活用が見込まれた際に改めて設置するなど、基金の存廃についての検討を行い明文化されたい。
4. 健康局は、おとしより健康基金について、改めて廃止を含めた検討を行った上で、存続させる場合には充当対象事業の中（長）期計画を策定し、一般会計から基金への繰入れを予算化して計画的に資金を積み立てるなど、基金の設置目的に沿った活用に向けての具体策を検討されたい。

(2) 基金充当事業及び充当額の考え方についての整理を求めたもの

【市民局、計画調整局及び環境局に対して】

【男女共同参画施策推進基金（市民局）】

本基金は、平成4年度から4年間で約34億円を一般会計から繰り入れ、「男女共同参画センター（クレオ大阪）整備事業」、「クレオ大阪管理運営業務」、「ドメスティック・バイオレンス対策事業（以下「DV対策事業」という。）」等の複数事業へ充当していたところ、平成24年度以降は予算編成方針に基づき活用方針を変更し、DV対策事業のみに充当することとなっているが、当時の方針変更の詳細については確認することができなかった。

また、図表－2のとおり、令和2年度の減少額が約580万円、増加額が約260万円で、同年度末残高が約14億7,000万円であることから、今後の活用計画について市民局へ確認したところ、「大きな社会情勢の変化などがない限り、現行どおりDV対策事業について最低限の活用とする。」とのことであった。

しかし、その見解に至った経緯についての記録を確認することができなかった。

平成24年度の方針変更後、DV対策事業に対して最低限の充当を基金から行っている実態があるが、毎年度の活用額等と基金残高を鑑みながら、有効な活用に向けて具体的な検討や検証が行われていなかった。

現状では、基金の活用方針が適時適切に見直されていないことにより、基金が本来の目的のために有効かつ効率的に活用されていることの説明責任が果たせないリスクがある。

図表－２ 基金残高の推移

(単位：円)

	年度初残高	増加	減少	3月末残高	出納整理期間中		年度末残高
					増加	減少	
平成30年度	1,475,000,001	5,764,546	8,931,600	1,471,832,947	0	0	1,471,832,947
令和元年度	1,471,832,947	2,736,416	5,859,700	1,468,709,663	0	0	1,468,709,663
令和2年度	1,468,709,663	2,624,939	5,843,000	1,465,491,602	0	0	1,465,491,602

【駐車対策推進基金（計画調整局）】

本基金は、駐車対策推進事業である「駐車場情報提供データ作成業務（局）」「地域活動への啓発物品支援業務（区）」に充当しており、これらは基金のみを財源として継続実施している。

また、平成24年度の包括外部監査において計画調整局は、「駐車場の情報を収集したデータベースを作成し、ホームページ等により市民や事業者へ情報提供し広報するなど、自動二輪車を含む総合的な違法駐車対策について、当面は引き続き実施していく必要があり、その推移を見極めた上で、寄附者の意図を踏まえながら当該基金の必要性について検討していく。」との見解を示している。

今回の監査において、その後の検討状況について計画調整局へ確認したところ、「市内の違法駐車台数は減少しているものの近年は下げ止まっており、継続して基金を活用した駐車対策が必要である。」また、「2025年大阪・関西万博等に向けて事業の拡充について対応が必要と考えている。」とのことであったが、その検討内容が記録されたものを確認することができなかった。

基金の充当事業や充当額については、予算算定の時期に具体的な検討を行う場合が多く、予算事業別調書に事業の詳細や財源等が明記されることから、その際に検討された基金のあり方などについて別途記録されてこなかったことが原因である。

また、図表－３のとおり、令和2年度末時点で約2億7,000万円の残高があるものの、令和元年度の減少額は約130万円、令和2年度は約90万円であるところ、計画調整局は、「原則として運用収益相当額を充当する。」との考え方を示し、「現時点で必要な駐車対策は実施できている。」との見解であった。

なお、現時点で、充当事業の拡充や新規事業への充当等の具体的な予定はないとのことであるが、充当事業のあり方について検討を行った際の内容や経緯等についての記録を残していなかった。

現状では、現在の判断に至った経緯が確認できず、今後の検討や見直しに支障を来すリスクがある。

図表－３ 基金残高の推移

(単位：円)

	年度初残高	増加	減少	3月末残高	出納整理期間中		年度末残高
					増加	減少	
平成30年度	269,783,863	497,399	1,516,217	268,765,045	0	0	268,765,045
令和元年度	268,765,045	236,891	1,287,016	267,714,920	0	0	267,714,920
令和2年度	267,714,920	73,104	888,348	266,899,676	0	0	266,899,676

【環境美化運動推進基金（環境局）】

本基金は、平成 28 年度に市民局から環境局へ管理が移管されており、清掃ボランティア活動推進事業である「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」の運営経費などに充てられている。

図表－４のとおり、令和元年度の減少額は約 20 万円、令和 2 年度が約 3 万円であり、同年度末の基金残高が約 2 億 9,000 万円であることから、事業への充当額に関する考え方について環境局へ確認したところ、「当該年度の運用収益分のみを充当する。」との見解であった。

基金は管理所属が適切に管理し、その取崩しにおいては、基金の設置目的に沿った事業へ効果的に充当するために行われるべきところ、利子収入の減少に伴い、充当額が大きく減少しているにもかかわらず、取崩方針が見直されないまま現在に至っている。

現状では、基金の取崩しに関するルールが適時適切に見直されず、基金が本来の目的のために有効かつ効率的に活用されないリスクがある。

図表－４ 基金残高の推移

(単位：円)

	年度初残高	増加	減少	3月末残高	出納整理期間中		年度末残高
					増加	減少	
平成30年度	285,408,647	341,945	502,445	285,248,147	0	0	285,248,147
令和元年度	285,248,147	149,405	214,745	285,182,807	0	0	285,182,807
令和2年度	285,182,807	32,157	32,157	285,182,807	0	0	285,182,807

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 2]

1. 市民局、計画調整局、環境局は、基金の活用について、事業への充当額を含め適時適切に見直しを図る体制を構築されたい。
2. 市民局は、男女共同参画施策推進基金について、毎年度の活用額等と基金残高を鑑みながら、充当事業の決定や基金の負担割合について、中（長）期計画を策定しその検討内容や経緯について明文化した上で組織内での共有を図られたい。
3. 計画調整局は、駐車対策推進基金について、充当事業の中（長）期計画を策定するなどそのあり方を整理し、検討や検証を行ったものについては明文化した上で組織内での共有を図られたい。
4. 環境局は、環境美化運動推進基金の活用方針及び活用計画について、社会情勢などを考慮しながら、有効かつ効率的なものとなるよう検討し策定されたい。

2 基金の活用方法について更なる検討を求めたもの

【社会福祉施設職員福利厚生基金（福祉局）】

本基金の積立金は、過去に松下電器産業株式会社などから収受した寄附金が財源となっていることから、条例の設置目的はもとより、寄附者の意向に沿った運用を行うこととしている（寄附総額約 2 億 1,800 万円）。

過去には、民間の社会福祉施設職員に対する海外研修事業への補助として基金から充当していたが、事業の見直しに伴い平成 23 年度で終了した。その後、平成 26 年度に第 57 回大都市

社会福祉施設協議会の当番幹事を担うに当たり基金から補助を行っているが、平成 27 年度以降は事業への充当は行っていない。

それ以降福祉局は、基金の活用方法等について、同様の寄附を受けた複数の自治体の状況を確認し、大阪府と意見交換を行うなど、検討中の状況が続いている。

具体的には、寄附者の意向である「社会福祉施設職員の福利厚生事業への充当」について、新規事業の展開や海外研修事業の再開等の検討を行ってきたが、効果測定の実施が困難であることなどから、事業の決定には至っていない。

また、寄附者の意向を考慮し、原則として原資は取り崩さず債券保有などによる利子収入相当額のみを事業へ充てるものとしているが、近年の利子収入は年間 100 万円程度であり、事業が限定される状況である（図表－５）。

現状では、基金が設置目的に沿って活用されていないことにより、本来の目的を果たすことができず、市民の財産が有効かつ効率的に運用されないリスクがある。

図表－５ 基金残高の推移 (単位：円)

	年度初残高	増加	減少	3月末残高	出納整理期間中		年度末残高
					増加	減少	
平成30年度	238,465,792	1,065,789	0	239,531,581	0	0	239,531,581
令和元年度	239,531,581	1,065,490	0	240,597,071	0	0	240,597,071
令和2年度	240,597,071	1,066,344	0	241,663,415	0	0	241,663,415

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 3]

福祉局は、社会福祉施設職員福利厚生基金について、寄附者の意向の要である、社会福祉施設職員の福利厚生事業に資金を充てることができていないため、基金の有効活用に向けて、より具体的な活用方法について早急に検討を進められたい。

3 検討・検証内容や経過の記録方法について改善を求めたもの

【田村教育振興基金（教育委員会事務局）】

本基金は、高等学校に在学する者に対して、海外における教育活動その他教育の振興を図ることを目的に活用されている。

平成 24 年度の包括外部監査において教育委員会事務局は、「今後の事業のあり方や基金の充当について検討を行う。」との見解を示していることから、その後の検討状況について確認したところ、各項目について見直しが図られていたが、検討内容や経緯が記録されたものを確認することができなかった。

基金の充当事業や充当額については、予算算定の時期に具体的な検討を行う場合が多く、予算事業別調書に事業の詳細や財源等が明記されることから、その際に検討された基金のあり方などについて別途記録されてこなかったことが原因である。

現状では、現在の判断に至った経緯が明確でないため、その後の検討や見直しに支障を来すリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項4]

教育委員会事務局は、田村教育振興基金のあり方などについての検討を行う過程において、検討・検証内容や経緯を明文化し、組織内での共有を図られたい。

第7 その他

なし

参考

今回の監査対象基金は、図表－6のとおりである。

図表－6 監査対象基金

	基金名称	管理所属	設置
1	大阪市地域活性化事業基金	北区役所	H20.3.31
2	大阪市交通政策基金	都市交通局	H29.3.29
3	大阪市元気づくり基金	政策企画室	H21.3.2
4	大阪市産業経済振興基金	経済戦略局	H3.3.14
5	大阪市国際交流振興基金	経済戦略局	S63.11.8
6	大阪市区政推進基金	市民局	H25.3.29
7	大阪市男女共同参画施策推進基金	市民局	H4.4.1
8	大阪市雇用施策推進基金	市民局	H17.3.30
9	大阪市財政調整基金	財政局	H25.3.29
10	公債償還基金	財政局	S39.3.19
11	都市整備事業基金	財政局	S39.3.19
12	大阪市都市高速鉄道整備基金	計画調整局	H2.11.13
13	大阪市駐車対策推進基金	計画調整局	H3.3.14
14	大阪市社会福祉振興基金	福祉局	S63.4.1
15	大阪市国民健康保険事業費納付金等準備基金	福祉局	R2.3.27
16	渡邊心身障害者福祉基金	福祉局	S57.11.1
17	社会福祉施設職員福利厚生基金	福祉局	S49.4.1
18	大阪市おとしより健康基金	健康局	H1.4.1
19	大阪市動物愛護管理施策推進基金	健康局	H30.3.28
20	大阪市青少年活動振興基金	こども青少年局	H7.3.16
21	大阪市環境創造基金	環境局	H2.3.28
22	大阪市環境美化運動推進基金	環境局	H1.4.1
23	大阪市設泉南メモリアルパーク運営基金	環境局	S54.3.13
24	大阪港振興基金	大阪港湾局	H2.4.1
25	大阪市水道事業基金	水道局	H8.3.29
26	大阪市教育振興基金	教育委員会事務局	S62.3.18
27	田村教育振興基金	教育委員会事務局	S60.4.1